令和３年４月

【紹介された副業は詐欺サイト？「せどり商法」に注意】

【相　談】

ＳＮＳで知り合った人から「儲かる」と副業を紹介され、ＳＮＳの友達登録を行い、指定された銀行口座に入会金として現金を振り込んだ。指示されたとおりにやりとり(取引)して、報酬を受け取ろうと相手にメールしたが返事がなく、その後連絡が取れなくなった。ネットで調べたら詐欺だとわかったので解約し、返金してほしい。

【アドバイス】

この副業は、ネット通販のショッピングモールに加盟している店の商品に「いいね」を1日に数回タップし、その店のサイトで商品を購入して他に転売するという「せどり商法（商品を転売してもうける商法）」でした。さらに、この副業のシステムを人に紹介することで登録者が増えれば、登録者が支払う入会金の額に比例して報酬額も増えていく仕組みとも説明されていました。

センターが相手の事業者に連絡しようとしても電話番号の記載がなく、また、法人のはずが、振込先の口座は個人名義になっていました。法人の実態がなく、詐欺の疑いがあったため、相談者から警察に通報することになりました。

オンライン上でのいわゆる「せどり商法」は、消費者がその実態を確認することが難しく、詐欺的な投資話の可能性もあります。知人や友人の誘いであっても、その内容や仕組みが理解できない場合は、決して取引をしないでください。

また、通信販売は、特定商取引法で規制されており、広告に表示する事項が決められています。例えば、販売責任者名、所在地、電話番号、申込の撤回又は売買契約の解除に関する事項、支払い方法等です。通信販売を利用する場合には、これらの項目が記載されているかきちんと確認することが大切です。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**